

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2010.9.30(木)
No.175

年度当初人事 市教委と交渉 58歳人事は機械的にやらない

2011年度当初人事に関する要求書

<重点要求>

1. 通勤時間は45分以内とすること。
2. 異動希望校を1ブロックあたり4校を指定できるようにすること。
3. 同一校勤務年数は7～10年以内を原則とすること。
4. 新採用者も現任区を含めた異動希望を認めること。
5. 新採用者は7年以内での異動を原則とすること。
6. 58歳になった者は異動させないこと。

その他、人事調書の記入に当たっての要求、再任用、市費職員に関わる44項目は別途交渉する

さいたま市教組は9月2日、市教委に「2011年度当初人事に関する要求書」を提出しました。9月21日、広域人事に関する重点項目に関する交渉を行いました。要求書の残る44項目は日を改めて交渉します。

大きな変更点
市内を行政区に関わり

人事異動方針と細部事項は基本的に変わっていません。
意向を把握する、7年以内の異動、新採用者は5年以内の異動、産休・育休・妊娠中と休職中の者は原則異動しない、等です。

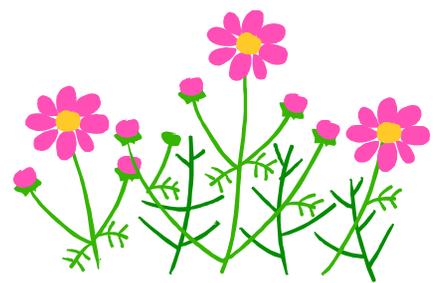
なく4ブロックに分割する。
現任校が含まれるブロック(以降、現任ブロック)を含めて2ブロック以上を希望する。
新採用者は現任ブロックを除いて2ブロック以上を希望する。
経験者特別選考での新採用者は現任ブロックを含めて2ブロック以上を希望する。

市立養護学校への異動希望は2ブロック以上の意向と別に希望できる、です。

市教委が示したブロック編制は、1ブロックあたり小学校は25校から26校、中学校は13校から16校です。2ブロックでは小学校50校、中学校26から31校の中で異動先が決まります。最悪の場合、東西の端から端、南北の端から端への異動もありません。

可能な範囲で

交渉で、さいたま市教組は、現在でも長時間過密労働を強いられている実態から、広域人事による通勤距離の延長や通勤時間の延長が生まれ、心身共に健康で意欲を持って働く条件が保障されない。育児や介護等を抱えた教職員が安心して働き生活する条件が崩される、等が懸念されることを主張しました。また、異動希望を把握するに当



7年は検討課題

たつては学校名を指定できるようにすることを要求しました。

勤務年数や退職前の異動の問題で、埼玉県の人事方針・細部事項では7年から10年での異動、退職数年前で異動はない、等と比べて、さいたま市の方針・細部事項の内容が悪く、改善を強く要求しました。

交渉での確認事項

人事調書(個票)は(特記事項欄を含め)読む。
58歳以上の異動については機械的に行わない。
(通勤時間や通勤距離は)可能な範囲で考える。

(育児や介護、本人の健康状況等)個人の事情を配慮する。
「(同一校勤務年数)7年以内の異動」は今年度の方針で、来年度は検討課題である。

人事の実務は以下の通り進みます。
10月1日、校長から人事方針・細部事項の説明と人事調書の配布
10月22日、調書の校長提出日
11月8日、校長から市教委への報告日
12月8日、勸奨退職の締め切り日
3月16日、一般教職員内示
3月23日、管理職の内示

「育見や介護、本人の健康状況等」個人の事情を配慮する。

大規模校 適正規模校 小規模校、また市の中心部、周辺部等の条件が書ける人は具体的に記入すること。
校長は正確・公平・公正に具申せよ
校長は、人事について具申権を有していますが、教職員の意向を把握して、正確、公平、公正に具申する義務があります。恣意的な人事は絶対に認められません。
とくに立場の弱い人の人事、また市費の臨時職員の異動や雇用継続に関わる管理職の不当な言動が毎年組合に報告されま

調書記入で大切なこと

異動希望のある教職員は、人事調書の特記事項欄に個々の事情や希望内容をより具体的に記入すること。
育見、介護、本人の健康状況等での配慮事項を具体的に記入すること。
方針・細部事項で、「多様な経歴」とあるので、

管理職による人事に関する不当な言動がある場合は、さいたま市教組に相談してください。
市教組は、異動希望者の納得と合意に基づいた人事が行われるよう取り組みます。

